

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月6日
【会社名】	日新製糖ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 竹場 紀生 代表取締役社長 樋口 洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町14番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	日新製糖株式会社 財務部長 大久保 亮 新光製糖株式会社 取締役総務担当 砂岡 睦夫
【最寄りの連絡場所】	日新製糖株式会社 東京都中央区日本橋小網町14番1号 新光製糖株式会社 大阪市城東区今福西6丁目8番19号
【電話番号】	日新製糖株式会社 03(3668)1293 新光製糖株式会社 06(6939)1201
【事務連絡者氏名】	日新製糖株式会社 財務部長 大久保 亮 新光製糖株式会社 取締役総務担当 砂岡 睦夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	36,756,989,185円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、日新製糖株式会社(以下「日新製糖」といいます。)及び新光製糖株式会社(以下「新光製糖」といいます。)の平成23年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,558,540株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1 日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、両社による共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時まで取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に共同持株会社たる日新製糖ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成23年5月12日に開催された日新製糖及び新光製糖の取締役会の決議（株式移転計画作成及び経営統合に関する覚書（以下「覚書」といいます。）締結の承認並びに定時株主総会への付議）並びに平成23年6月28日に開催予定の日新製糖の定時株主総会及び平成23年6月23日に開催予定の新光製糖の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。
- 3 日新製糖及び新光製糖は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社 証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、基準時における日新製糖及び新光製糖の株主に、日新製糖の普通株式1株に対して0.1株、新光製糖の普通株式1株に対して0.227株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。日新製糖及び新光製糖の最近事業年度末日（平成23年3月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は36,756,989,185円であり、発行価額の総額のうち70億円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成23年10月3日より東京証券取引所市場第二部に上場する予定です。
 東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所（市場第二部）への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」

（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所（市場第二部）への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

日新製糖及び新光製糖の主力事業である精糖事業においては、我が国によるWTO（世界貿易機関）における農業交渉、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）締結交渉あるいはTPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加協議など、精糖業界をめぐる国境措置低減の動き、並びに我が国の少子高齢化や甘味離れによる国内砂糖需要の漸減といった国内精糖事業に関する経営環境の変化が予測されております。

一方、海外では人口の増加に加え、新興国の経済発展による食生活の変化から、アジアを中心とした砂糖需要は伸び続けており、今後、海外市場での展開が求められる環境になりつつあります。

また、日新製糖及び新光製糖は、平成15年4月に業務提携基本契約書を締結し、両社の生産設備及び販売網を相互に活用する取り組みを行ってまいりました。

こうした状況の下、今後のコスト、販売及び品質競争を勝ち抜き、将来のグローバル市場における発展に繋げられるよう両社で十分な協議を進めてまいりました。その結果、国内の企業基盤を強化し、両社の経営資源を一体的に活用することで一層の企業価値向上を図ることを目的に、両社の従来の業務提携関係を発展させ、共同持株会社設立による経営統合を行うことを決定いたしました。

なお、日新製糖及び新光製糖は、平成23年5月12日に締結した覚書において、以下(イ)乃至(八)に示す事項について取り組み、一層の企業価値向上を目指すことについて合意しております。

(イ) 経営統合の効果

当社設立後は、以下に示すようなシナジー効果を追求してまいります。

販売効率向上

「カップ印」ブランドへの統一、並びに効率的な販売体制を整備

生産効率向上

両社の生産設備を一体運営することによる生産体制安定化と生産効率向上

危機管理体制強化

東西生産体制確立によるリスク分散、危機管理体制強化

グループ横断的なコスト削減

原料、資材等の効率的購入による合理化、並びに両社の管理部門の効率化推進、間接費削減

研究・開発力向上

両社の研究・開発ノウハウ並びに人材を結集することによる新製品等の開発力向上

(ロ) 経営統合の推進体制

日新製糖及び新光製糖は、両社の代表取締役社長を共同委員長とし、両社の取締役及び社員を構成員とする統合準備委員会を組成し、本株式移転による経営統合の推進にあたります。

(ハ) 経営統合後の再編等

日新製糖及び新光製糖は、統合効果をより高めるために事業や組織の再編を進め、将来的には日新製糖、新光製糖、当社の早期の合併を目指してまいります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	日新製糖ホールディングス株式会社 (英文名 : Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.)		
(2) 事業内容	砂糖の精製・販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務		
(3) 本店所在地	東京都中央区日本橋小網町14番1号		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長	竹場 紀生	現 日新製糖株式会社 代表取締役会長
	代表取締役社長	樋口 洋一	現 新光製糖株式会社 代表取締役社長
	専務取締役	住井 昌三	現 日新製糖株式会社 専務取締役
	常務取締役	森永 剛司	現 新光製糖株式会社 取締役
	取締役	三浦 紀之	現 日新製糖株式会社 常務取締役
	取締役	青砥 由直	現 日新製糖株式会社 常務取締役
	取締役	砂岡 睦夫	現 新光製糖株式会社 取締役
	取締役	西垣 淳	現 日新製糖株式会社 取締役
	常勤監査役	藤井 邦弘	現 日新製糖株式会社 常勤監査役
	監査役	前田 浩之	現 住友商事株式会社 糖質・飲料原料部長
	監査役(社外)	金田 英成	現 日新製糖株式会社 監査役
	監査役(社外)	延増 拓郎	現 石寄・山中総合法律事務所 弁護士
(5) 資本金	7,000百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と日新製糖及び新光製糖の状況は以下のとおりです。

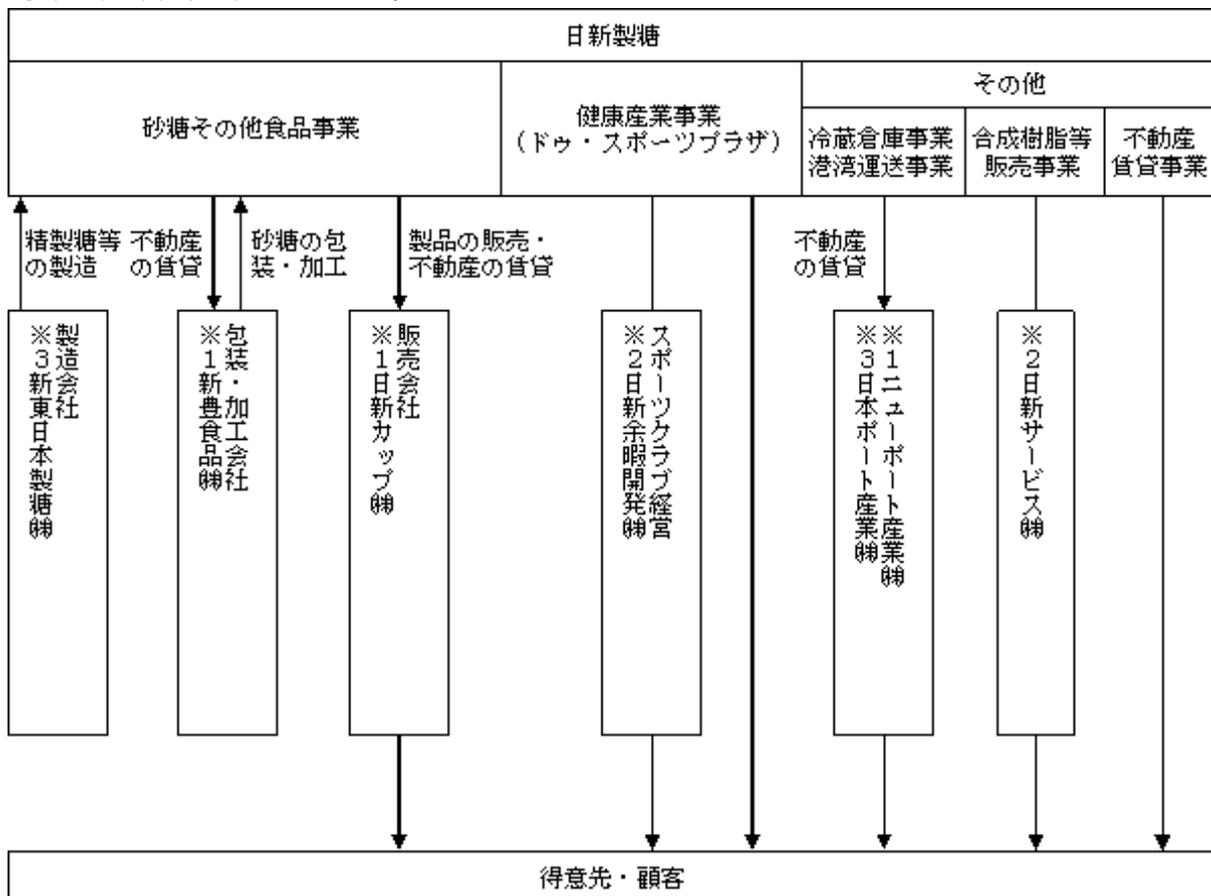
日新製糖と新光製糖は、両社の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社)									
日新製糖	東京都中央区	7,004	製糖事業、健康産業事業、 その他の事業	100	6	未定	未定	未定	未定
新光製糖	大阪市城東区	1,495	製糖事業	100	3	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、日新製糖及び新光製糖は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の最近事業年度末日時点（平成23年3月31日時点）の状況は、以下のとおりです。

日新製糖

事業の系統図は、以下のとおりです。



- ※1 連結子会社・特定子会社
- ※2 連結子会社
- ※3 持分法適用関連会社

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 [被所有] 割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引・資金援助 等
(連結子会社) 日新カップ㈱ (注)3、4	東京都中央区	340	砂糖その他食品事業	100.0	役員の兼任 4名	日新製糖製品の販売先、 不動産の賃貸、資金融資、 同社の商品仕入債務に対 する保証
新豊食品㈱ (注)3	千葉県千葉市	90	砂糖その他食品事業	100.0	役員の兼任 3名	日新製糖製品の包装・加 工、不動産の賃貸
日新余暇開発㈱	群馬県高崎市	90	健康産業事業	100.0	役員の兼任 2名	資金融資
ニューポート産業㈱ (注)3	千葉県千葉市	900	冷蔵倉庫事業 港湾運送事業	100.0	役員の兼任 4名	不動産の賃貸、資金融資
日新サービス㈱	東京都中央区	90	合成樹脂等販売事業	100.0	役員の兼任 4名	資金融資、同社の商品仕 入債務に対する保証
(持分法適用関連会社) 新東日本製糖㈱	千葉県千葉市	6,174	砂糖その他食品事業	50.0	役員の兼任 6名	日新製糖製品の製造、同 社の金融機関借入金に対 する保証
新中糖産業㈱ (注)5	沖縄県中頭郡西 原町	457	砂糖その他食品事業	28.9	役員の兼任 1名	
日本ポート産業㈱	兵庫県神戸市	500	冷蔵倉庫事業 港湾運送事業	40.0	役員の兼任 3名	不動産の賃貸
(その他の関係会社) 住友商事㈱ (注)5	東京都中央区	219,278	総合商社	[20.4] [(0.6)]		日新製糖製品の販売先及 び原材料、商品の仕入先

(注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称等を記載しております。

2 「議決権の所有[被所有]割合」欄の(内書)は間接所有であります。

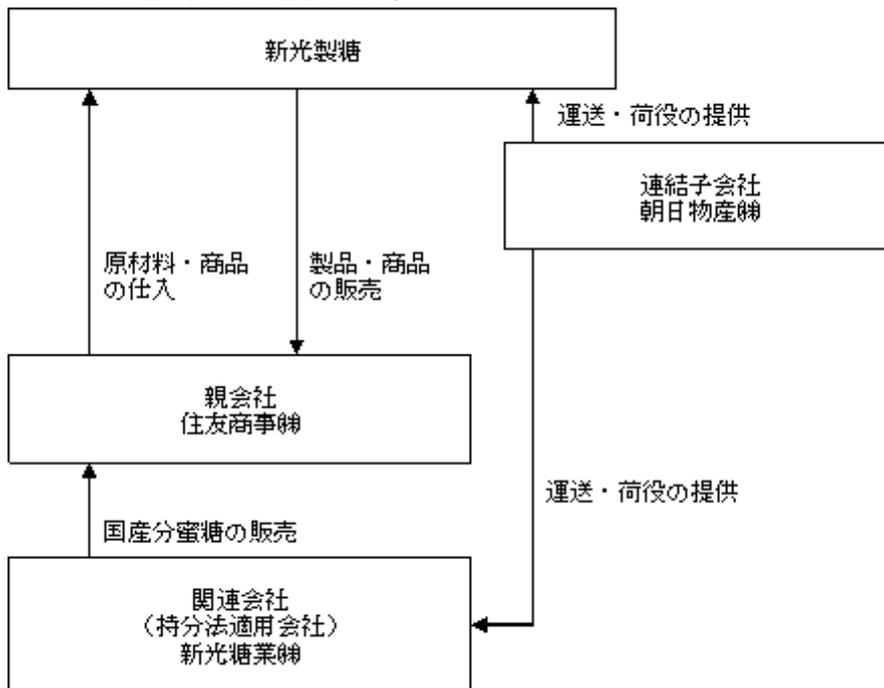
3 特定子会社であります。

4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えておりますため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 有価証券報告書の提出会社であります。

新光製糖

事業の系統図は、以下のとおりです。



関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引・資金援助等
(親会社) 住友商事㈱ (注) 2	東京都中央区	219,278	総合商社	(68.98)	役員の受入 6名	新光製糖製品・商品の販売代理店及び新光製糖原材料商品の仕入先。
(連結子会社) 朝日物産㈱ (注) 1、3	大阪市西区	16	砂糖類の製造販売並びにこれらの附随事業	46.56 (30.00)	役員の兼任 3名	新光製糖製品の原材料、仕入商品の解輸送及び陸上運送並びに構内荷役作業。
(持分法適用関連会社) 新光糖業㈱ (注) 4	大阪市城東区	300	国産分蜜糖の製造、販売	50.00	役員の兼任 3名	

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しておりますため、子会社としております。

なお、「議決権の所有(被所有)割合」欄の(外書)は、緊密な者等(持分法適用関連会社)の所有割合であります。

また、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合は100分の10以下であります。

4 持分は親会社・住友商事㈱と新光製糖がそれぞれ100分の50であり、緊密な関係にはありますが、実質的に住友商事㈱が支配しておりますため、持分法適用関連会社としております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、日新製糖及び新光製糖は当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である日新製糖及び新光製糖との役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である日新製糖及び新光製糖とその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

日新製糖と新光製糖は、両社の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月3日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、日新製糖及び新光製糖を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、平成23年5月12日開催の両社の取締役会において、作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により日新製糖及び新光製糖の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する覚書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、日新製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株、新光製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.227株をそれぞれ割当て交付します。

本株式移転計画においては、平成23年6月28日に開催される予定の日新製糖の定時株主総会及び平成23年6月23日に開催される予定の新光製糖の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

日新製糖株式会社（以下「甲」という。）および新光製糖株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、次のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲および乙は、共同株式移転の方法により、その発行済株式の全部を新たに設立する日新製糖ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1．持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 目的：別紙の定款第2条記載のとおり
- (2) 商号：日新製糖ホールディングス株式会社（英文：Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.）
- (3) 本店の所在地：東京都中央区（本店の所在場所は東京都中央区日本橋小網町14番1号）
- (4) 発行可能株式総数：30,000,000株

2．前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（持株会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

持株会社の設立時取締役、設立時監査役および設立時会計監査人は、次のとおりとする。

（設立時取締役） 竹場 紀生
樋口 洋一
住井 昌三
森永 剛司
三浦 紀之
青砥 由直
砂岡 睦夫
西垣 淳

（設立時監査役） 藤井 邦弘
前田 浩之
金田 英成
延増 拓郎

（設立時会計監査人） 新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により、持株会社が甲および乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲および乙の株主に対し、それぞれの所有する甲および乙の普通株式に代わり、
(i) 甲が基準時に発行している普通株式の株式数に0.1を乗じて得られる数、および()乙が基準時に発行している普通株式の株式数に0.227を乗じて得られる数を合計した数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 持株会社は、本株式移転に際して、基準時における甲および乙の株主に対し、持株会社の普通株式を次のとおり割当てる。
(1) 甲の株主については、その所有する甲の普通株式1株につき、持株会社の普通株式0.1株
(2) 乙の株主については、その所有する乙の普通株式1株につき、持株会社の普通株式0.227株
3. 前二項の計算において、甲および乙の株主に割当てる持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（持株会社の資本金および準備金の額に関する事項）

持株会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 70億円
- (2) 資本準備金の額 17億5,000万円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、平成23年10月3日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成23年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成23年6月23日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。
3. 前二項に定める株主総会の日は、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第8条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲および乙は、平成23年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき6円、総額3億円
 - (2) 乙：普通株式1株につき10円、総額1億1,500万円
2. 甲および乙は、前項に定める場合を除き、本計画作成後、持株会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わない。

第9条（株式上場）

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第10条（株主名簿管理人）

持株会社の株主名簿管理人は、住友信託銀行株式会社とする。

第11条（会社財産の管理等）

1. 甲および乙は、本計画作成後持株会社の成立の日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、法令等に従い、基準時までの間、当該時点においてそれぞれが保有する自己株式を消却することができる。

第12条（本株式移転の条件の変更および本株式移転の中止）

本計画作成後持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合、または本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本株式移転の条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第13条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、第7条に定める甲または乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、またはかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件もしくは制約等が付された場合。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲および乙が別途協議し合意のうえ定める。

本計画作成の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年5月12日

東京都中央区日本橋小網町14番1号

甲 日新製糖株式会社
代表取締役社長 石本 恒久

大阪市城東区今福西6丁目8番19号

乙 新光製糖株式会社
代表取締役社長 樋口 洋一

（別紙）

定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、日新製糖ホールディングス株式会社と称し、英文ではNissin Sugar Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配、管理

- (1) 砂糖の製造、精製および販売ならびにその副産物の販売
- (2) 砂糖加工品の製造販売
- (3) 砂糖以外の糖類、それらの加工品の製造販売およびそれらの副産物の販売
- (4) 前各号以外の食品の製造販売ならびにその副産物の販売
- (5) 食品工業、輸送設備・包装機・立体自動倉庫、鉱業、公害防止および省エネルギー設備にかかわる事業計画・調査・設計・技術指導ならびにノウハウの販売
- (6) 医薬品の製造販売
- (7) スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務
- (8) 健康保持増進のための健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務の受託
- (9) スポーツ指導員の教育および研修
- (10) スポーツ用品、繊維製品、煙草、酒類、新聞、雑誌、飲食料品の販売
- (11) 不動産の売買、賃貸借および管理業
- (12) 宅地および工業用地等の造成
- (13) 倉庫業ならびに利用運送事業、自動車運送取次業、貨物自動車運送事業
- (14) コンピューターによる情報処理およびソフトウェア開発の受託
- (15) 前各号に関連する事業

2. 前項各号に関連する事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（招集）

第11条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2. 臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に差支えのあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 株主は議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
3. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

（員数および選任方法）

第16条 当社の取締役は、16名以内とする。

2. 取締役は株主総会において選任する。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（任期）

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第18条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集してその議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

（招集通知）

第20条 取締役会招集の通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（決議の省略）

第21条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第22条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

（取締役会規程）

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

（相談役および顧問）

第24条 取締役会で必要と認めるときは相談役および顧問を置くことができる。

（社外取締役の責任限定契約）

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員数および選定方法）

第26条 当社の監査役は、4名以内とする。

2. 監査役は株主総会において選任する。
3. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。

（常勤の監査役）

第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（招集通知）

第29条 監査役会招集の通知は、会日の3日前に各監査役にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（報酬等）

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

（監査役会規程）

第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

（社外監査役の責任限定契約）

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第6章 計算

（事業年度）

第33条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第35条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。

（配当財産の除斥期間）

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

（設立の方法）

第1条 当会社の設立は、会社法第772条の株式移転による。

（最初の事業年度）

第2条 当会社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成24年3月31日までとする。

（役員報酬等）

第3条 第22条および第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日後当会社の最初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役および監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。

（1）取締役

取締役の報酬等の額は、月額金25,000,000円以内とする。

（2）監査役

監査役の報酬等の額は、月額金4,000,000円以内とする。

（附則の削除）

第4条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	日新製糖	新光製糖
株式移転比率（注1参照）	1	2.27

（注）1 日新製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株を、新光製糖の普通株式1株に対して当社の普通株式0.227株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、日新製糖又は新光製糖の株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

但し、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、上記株式移転比率は両社協議の上、変更することがあります。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式7,558,540株

上記は日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時まで取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

3 本株式移転により日新製糖及び新光製糖の株主の皆様へ割当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、日新製糖の株式を1,000株以上、又は新光製糖の株式を441株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受ける日新製糖又は新光製糖の株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受ける日新製糖又は新光製糖の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

日新製糖及び新光製糖は本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、日新製糖はS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、新光製糖は大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券C M」といいます。）を第三者算定機関として任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

S M B C日興証券は、両社について、両社の株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を採用して株式移転比率の算定を行いました。各評価方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、日新製糖の普通株式1株に対する新光製糖の普通株式の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1 : 2.12 ~ 2.29
類似上場会社比較法	1 : 2.04 ~ 2.51
D C F法	1 : 1.95 ~ 2.56

市場株価法については、新光製糖の平成23年3月期決算短信が公表された平成23年4月22日を基準日として、平成23年3月23日から平成23年4月22日の1ヶ月間の終値平均株価、平成23年1月23日から平成23年4月22日の3ヶ月間の終値平均株価及び平成22年10月23日から平成23年4月22日の6ヶ月間の終値平均株価を採用し、株式移転比率を算定しました。

類似上場会社比較法については、両社と事業内容・ビジネスモデル等で比較的類似する上場会社の市場株価や財務諸表との比較を行い、株式移転比率を算定しました。

D C F法については、両社からそれぞれ受領した事業計画、直近業績の動向、両社が属する精糖業界のマクロ動向等を考慮した平成24年3月期以降の将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて、株式移転比率を算定しました。

S M B C日興証券は、株式移転比率の算定に際し、日新製糖及び新光製糖の資産及び負債に関して、S M B C日興証券による独自の評価若しくは査定、又は公認会計士その他の専門家を交えた精査を行っておらず、第三者からの独立した評価等を受領していません。一方で、S M B C日興証券は、株式移転比率の算定に際し参照可能な日新製糖及び新光製糖及び他社の財務情報、市場データ及びアナリスト・レポート等の一般に公開されている情報、並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いています。また、株式移転比率算定書は、その作成に当たり使用した各種情報及び資料が正確かつ完全であること、当該情報・資料に含まれる日新製糖及び新光製糖両社の将来の事業計画や財務予測が両社の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていること、並びに日新製糖及び新光製糖両社の株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。

大和証券C Mは、両社株式に市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと同時に、両社について類似会社比較法及びD C F法による算定を行いました。大和証券C Mによる算定結果の概要は以下のとおりです。株式移転比率の評価レンジは、日新製糖の普通株式1株に対する、新光製糖の普通株式の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1 : 2.216 ~ 2.240
類似会社比較法	1 : 1.941 ~ 2.287
D C F法	1 : 2.083 ~ 2.851

なお、市場株価法については、平成23年5月6日を基準日として、基準日から直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の期間における終値平均株価を採用いたしました。大和証券C Mは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社の財務予測（利益計画、及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

算定の経緯

上記のとおり、日新製糖はS M B C日興証券に、新光製糖は大和証券C Mに本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果及び助言を参考に、それぞれ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成23年5月12日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

第三者算定機関であるS M B C日興証券及び大和証券C Mは、いずれも日新製糖又は新光製糖の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

利益相反を回避するための措置

日新製糖については、主要株主等から役員の派遣を受けておらず、独立した意思決定を行っております。

一方、新光製糖については、親会社から役員の派遣を受けておりますが、上場会社として、全株主の利益の最大化を目的として、独立性を確保した意思決定を行っております。

もとより、本株式移転は、親会社、上場子会社又は支配株主と株式移転を行う場合に該当せず、一般的に利益相反に疑義を生じるものと考えられる基準に該当しないところ、日新製糖と新光製糖の両社の役員を兼務している者も存在しないため、潜在的な利益相反のおそれもないものと判断しております。

以上のことから、日新製糖及び新光製糖は、利益相反を回避するための措置を特段講じておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 単元株式数

日新製糖及び新光製糖の単元株式数は1,000株ですが、当社の単元株式数は100株です。

(2) 単元未満株主の権利制限

新光製糖の定款には、単元未満株主は、()会社法第189条第2項各号に関する権利、()会社法第166条第1項の規定による請求する権利、()株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しない旨の規定がありますが、当社の定款にはこれに相当する規定はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

日新製糖又は新光製糖の株主が、その有する日新製糖の普通株式又は新光製糖の普通株式につき、日新製糖又は新光製糖に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の日新製糖の定時株主総会又は平成23年6月23日開催予定の新光製糖の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日新製糖又は新光製糖に対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、日新製糖及び新光製糖が、上記株主総会の決議の日（日新製糖においては平成23年6月28日、新光製糖においては平成23年6月23日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

(日新製糖)

日新製糖の株主による議決権の行使の方法としては、平成23年6月28日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日新製糖の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日新製糖に提出する必要があります。）。

また、書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成23年6月27日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、日新製糖が送付する議決権行使書用紙に賛否を表示し、日新製糖に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、日新製糖は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（新光製糖）

新光製糖の株主による議決権の行使の方法としては、平成23年6月23日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、新光製糖の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、新光製糖に提出する必要があります。）。

また、書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成23年6月22日午後5時15分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、新光製糖が送付する議決権行使書用紙に賛否を表示し、新光製糖に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、新光製糖は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における日新製糖及び新光製糖の株主に割当てられます。

株主は、自己の日新製糖又は新光製糖の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

日新製糖及び新光製糖は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、()株式移転計画、()会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、()日新製糖においては新光製糖、新光製糖においては日新製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容、()日新製糖においては新光製糖、新光製糖においては日新製糖の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに()日新製糖においては日新製糖、新光製糖においては新光製糖の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、日新製糖の本店に6月9日より、新光製糖の本店に6月7日よりそれぞれ備え置く予定です。

()の書類は、平成23年5月12日開催の日新製糖及び新光製糖の取締役会において承認された本株式移転計画です。()の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。()の書類は、日新製糖においては新光製糖の平成23年3月期、新光製糖においては日新製糖の平成23年3月期の計算書類等に関する書類です。()の書類は、日新製糖においては新光製糖の平成23年3月期、新光製糖においては日新製糖の平成23年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。()の書類は、日新製糖においては日新製糖の平成23年3月期、新光製糖においては新光製糖の平成23年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれ日新製糖又は新光製糖の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記()乃至()に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成23年3月31日	株主総会基準日（両社）
平成23年5月12日	株式移転計画及び覚書締結承認取締役会（両社）
平成23年5月12日	株式移転計画作成及び覚書締結（両社）
平成23年6月23日（予定）	株式移転計画承認時株主総会（新光製糖）
平成23年6月28日（予定）	株式移転計画承認時株主総会（日新製糖）
平成23年9月28日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（日新製糖）
平成23年9月28日（予定）	大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード） 上場廃止日（新光製糖）
平成23年10月3日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成23年10月3日（予定）	当社株式上場日

但し、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
株式について

日新製糖又は新光製糖の株主が、その有する日新製糖の普通株式又は新光製糖の普通株式につき、日新製糖又は新光製糖に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の日新製糖の定時株主総会又は平成23年6月23日開催予定の新光製糖の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ日新製糖又は新光製糖に通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、日新製糖及び新光製糖が、上記株主総会の決議の日（日新製糖においては平成23年6月28日、新光製糖においては平成23年6月23日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

日新製糖及び新光製糖は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、日新製糖及び新光製糖の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	58,192
経常利益	(百万円)	3,623
当期純利益	(百万円)	2,035

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の最近連結会計年度の主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

(1) 日新製糖

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月		平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
売上高	(百万円)	44,769	43,242	43,324	43,299	44,344
経常利益	(百万円)	1,904	2,375	1,316	2,442	2,612
当期純利益	(百万円)	4,581	781	740	1,141	1,393
包括利益	(百万円)					1,265
純資産額	(百万円)	26,616	26,673	26,751	27,691	28,510
総資産額	(百万円)	39,031	37,097	36,299	36,946	37,719
1株当たり純資産額	(円)	528.51	529.74	532.19	559.15	575.75
1株当たり当期純利益	(円)	90.96	15.53	14.72	22.75	28.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	68.2	71.9	73.7	75.0	75.6
自己資本利益率	(%)	18.7	2.9	2.8	4.2	5.0
株価収益率	(倍)	3.5	14.0	12.8	9.1	6.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	586	1,952	232	3,986	1,769
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,708	1,225	1,137	171	1,290
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,068	1,470	532	1,551	627
現金及び現金同等物の期 末残高	(百万円)	4,412	3,668	2,234	4,499	4,350
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数)	(名)	319 (154)	319 (145)	316 (126)	314 (137)	310 (140)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第80期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

4 第84期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づくものであります。

(2) 新光製糖

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (百万円)	12,015	12,218	12,042	12,773	13,848
経常利益 (百万円)	877	1,054	868	1,148	1,010
当期純利益 (百万円)	683	659	523	729	641
包括利益 (百万円)					634
純資産額 (百万円)	10,385	10,935	11,305	11,932	12,450
総資産額 (百万円)	11,782	12,488	12,539	13,462	14,074
1株当たり純資産額 (円)	882.51	930.57	966.46	1,022.27	1,067.93
1株当たり当期純利益 (円)	59.39	57.30	45.58	63.49	55.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	86.1	85.7	88.5	87.2	87.1
自己資本利益率 (%)	6.9	6.3	4.8	6.4	5.3
株価収益率 (倍)	8.5	6.4	9.4	6.1	7.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,166	1,244	403	1,260	741
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,282	1,065	351	1,222	385
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	62	96	122	96	119
現金及び現金同等物の期 末残高 (百万円)	338	421	350	292	529
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	107 (13)	107 (14)	111 (10)	116 (14)	118 (15)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

4 第92期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

5 第96期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づくものであります。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

平成23年5月12日 日新製糖と新光製糖は、株主総会の承認を前提として、取締役会において承認の上、「株式移転計画」を作成いたしました。また、両社はそれぞれの株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議いたしました。

平成23年6月23日 新光製糖の定時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

平成23年6月28日 日新製糖の定時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

平成23年10月3日 日新製糖及び新光製糖が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、日新製糖及び新光製糖の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、砂糖の精製・販売等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う予定です。

また、完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の事業の内容は以下のとおりです。

(1) 日新製糖

日新製糖グループは、日新製糖、子会社6社及び関連会社6社により構成されており、砂糖の製造販売を中心とする砂糖その他食品事業を主な内容とし、その他にスポーツクラブの経営等の健康産業事業等を行っております。

日新製糖グループの事業内容及び日新製糖と関係会社の当該事業に係わる位置付けは、次のとおりであります。

（砂糖その他食品事業）

日新製糖は砂糖の精製・販売を行っており、関連会社新東日本製糖株式会社に精製糖等の製造を委託し、製品の一部を子会社新豊食品株式会社にて包装・加工し、販売会社である子会社日新カップ株式会社を通じて販売しております。日新カップ株式会社はこのほか、糖化製品等の仕入・販売を行っております。また、その他の関係会社住友商事株式会社を通じ、製品の販売及び原材料、商品の仕入を行っております。

（健康産業事業）

日新製糖及び子会社日新余暇開発株式会社は、『ドゥ・スポーツブラザ』ブランドで、スポーツクラブやスイミングスクールを運営するとともに、関連事業を行っております。

（その他の事業）

子会社ニューポート産業株式会社及び関連会社日本ポート産業株式会社は冷蔵倉庫事業・港湾運送事業等の物流事業を、子会社日新サービス株式会社は包装資材及びこれに関連する合成樹脂等販売事業を、また、日新製糖は店舗等の不動産賃貸事業をそれぞれ行っております。

(2) 新光製糖

新光製糖グループは、新光製糖、親会社（住友商事株式会社）、連結子会社1社（朝日物産株式会社）、持分法適用関連会社1社（新光糖業株式会社）により構成され、精製糖、液糖及び氷砂糖並びにそれぞれの副産物である精糖蜜、冰糖蜜の製造販売を主な事業内容としております。

新光製糖の親会社であります住友商事株式会社から原材料、商品を仕入れ、新光製糖が製造し、製品及び商品は代理店であります同社へ販売を行っております。なお、新光製糖の子会社であります朝日物産株式会社は、新光製糖の原料糖の運送及び構内荷役作業を行っており、また、新光製糖の関連会社であります新光糖業株式会社は、原材料となります国産分蜜糖を住友商事株式会社へ販売しております。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開

買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の平成23年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

日新製糖

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
砂糖その他食品事業	150 (104)
健康産業事業	48 (32)
報告セグメント計	198 (136)
その他	61 (4)
全社(共通)	51 (-)
合計	310 (140)

(注) 1 従業員数は就業人員です。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

新光製糖

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
砂糖類の製造販売並びにこれらの附随事業	118 (15)
合計	118 (15)

(注) 1 従業員数は、新光製糖グループ外から同グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 臨時従業員には嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社ですので、未定です。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の労働組合の状況は以下のとおりです。

ア 日新製糖

日新製糖並びにその連結会社において労働組合は結成されておらず、また創業以来現在に至るまで労使間に争議その他紛争を生じたことはありません。

イ 新光製糖

平成23年3月31日現在

会社名	労働組合名	組合員数（名）	摘要
新光製糖	新光製糖労働組合	39	オープンショップ制
朝日物産株式会社	朝日物産大阪地区 従業員労働組合	20	オープンショップ制
	全日本海員組合	8	ユニオンショップ制

（注）新光製糖並びにその連結会社と各労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により日新製糖及び新光製糖の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成23年10月3日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を日新製糖及び新光製糖で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 日新製糖の事業等のリスク

日新製糖グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のものがあり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

精糖業への依存と農業政策の影響に関するもの

日新製糖グループは売上高の8割以上を砂糖その他食品事業によっており、その主力製品は精製糖であります。そのため業績は、精製糖を取り巻く環境の影響を受けやすい構造にあります。

精糖業界は、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」等の規制の適用を受けており、政府の農業政策に大きく影響されます。また、WTO（世界貿易機関）における農業交渉、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）締結交渉あるいはTPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加協議の動向は、業界に影響を及ぼす可能性があります。

精製糖生産拠点の集中に関するもの

日新製糖グループは、主力製品である精製糖の大部分を関連会社新東日本製糖株式会社工場にて生産しております。従いまして、同工場が大規模地震その他の事情により操業を中断した場合、製品の生産及び販売が困難となり、同グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

原料及び精製糖の価格変動に関するもの

精製糖の原料である輸入粗糖は、海外原糖相場と為替相場の影響を受けて仕入価格が変動します。製品の販売価格は、これらの相場に従って変動する傾向にありますが、価格競争等の事情により、原料価格の上昇の一部又は全部を製品価格に転嫁できない状態が生じた場合、同グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

新光製糖株式会社との経営統合について

日新製糖は、平成23年10月3日に新光製糖株式会社との共同株式移転による経営統合を予定しておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、日新製糖グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク

(3) 新光製糖の事業等のリスク

新光製糖の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

農業政策の影響について

新光製糖グループの精糖事業は、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に従って運営されており、国内の農業政策に大きく影響されます。今後、WTO（世界貿易機関）、EPA（経済連携協定）及びFTA（自由貿易協定）での農業交渉並びにTPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加協議の進展や国内農業政策変更により、同グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

生産拠点の集中について

新光製糖グループ製品の大部分は、同グループの今福工場にて生産しております。従い、同工場が大規模地震その他の事情により操業の停止を余儀なくされた場合、製品の生産及び販売は困難となり、同グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

原料及び製品の価格変動について

精製糖の原料である粗糖は、海外粗糖相場や為替相場の変動により、調達価格が大きく変動する可能性があります。また、製品の販売価格も価格競争、国内外の市況等により変動する場合があります。新光製糖グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

日新製糖株式会社との経営統合について

新光製糖は、平成23年10月3日に日新製糖株式会社との共同株式移転による経営統合を予定しておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、新光製糖グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成23年10月3日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,558,540	東京証券取引所（市場第二部）	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	7,558,540	-	-

（注）日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、基準時までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時までに取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月3日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成23年10月3日	7,558,540	7,558,540	7,000	7,000	1,750	1,750

（注）日新製糖の発行済株式総数50,387,948株（平成23年3月31日時点）及び新光製糖の発行済株式総数11,522,000株（平成23年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、日新製糖及び新光製糖は、基準時までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成23年3月31日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については869,180株、新光製糖については38,900株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成23年3月31日以降、基準時までに取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の平成23年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

日新製糖

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	14	18	155	71	1	3,923	4,182	-
所有株式数（単元）	-	7,665	1,309	16,613	4,304	1	20,279	50,171	216,948
所有株式数の割合（%）	-	15.28	2.61	33.11	8.58	0.00	40.42	100.00	-

（注）自己株式869,180株は、「個人その他」に869単元及び「単元未満株式の状況」に180株含まれております。

新光製糖

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	2	39	4	1	1,049	1,098	-
所有株式数（単元）	-	51	2	9,151	85	2	2,161	11,452	70,000
所有株式数の割合（%）	-	0.44	0.02	79.91	0.74	0.02	18.87	100.00	-

（注）自己株式38,900株は「個人その他」に38単元、「単元未満株式の状況」に900株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の平成23年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

ア 日新製糖

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 869,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 49,302,000	49,302	-
単元未満株式	普通株式 216,948	-	-
発行済株式総数	50,387,948	-	-
総株主の議決権	-	49,302	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、日新製糖所有の自己株式180株が含まれております。

イ 新光製糖

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 38,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,414,000	11,414	-
単元未満株式	普通株式 70,000	-	-
発行済株式総数	11,522,000	-	-
総株主の議決権	-	11,414	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、新光製糖所有の自己株式900株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年10月3日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の平成23年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

ア 日新製糖

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日新製糖	東京都中央区日本橋小網町14番1号	869,000	-	869,000	1.72
計	-	869,000	-	869,000	1.72

イ 新光製糖

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
新光製糖	大阪市城東区今福西6丁目8番19号	38,000	-	38,000	0.33
計	-	38,000	-	38,000	0.33

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3【配当政策】

未定です。

4【株価の推移】

当社は新設会社ですので株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

日新製糖

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	425	322	256	222	208
最低(円)	265	182	189	174	170

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものです。

新光製糖

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	610	506	439	438	473
最低(円)	456	360	355	360	361

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

日新製糖

月別	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	186	200	206	205	194	189
最低(円)	177	184	194	170	177	179

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものです。

新光製糖

月別	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	430	465	473	464	450	417
最低(円)	399	415	426	361	402	398

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

5【役員の状況】

平成23年10月3日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する日新製糖の株式数 (2) 所有する新光製糖の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
代表取締役会長		竹場 紀生	昭和13年10月5日生	昭和37年3月 62年6月 平成5年6月 11年6月 19年6月	日新製糖入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長（現任）	(注) 2	(1) 57,000株 (2) - 株 (3) 5,700株
代表取締役社長		樋口 洋一	昭和28年8月6日生	昭和51年4月 平成14年5月 14年6月 16年6月 16年10月 20年6月 20年6月	住友商事株式会社入社 同社糖質部長 新光製糖監査役 同社取締役 住友商事株式会社糖質・飲料原料部長 新光製糖代表取締役社長（現任） 新光糖業株式会社代表取締役社長（現任）	(注) 2	(1) - 株 (2) 3,000株 (3) 681株
専務取締役		住井 昌三	昭和23年8月30日生	平成12年5月 12年6月 17年6月 19年6月	日新製糖入社、総合企画部長 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役（現任）	(注) 2	(1) 47,000株 (2) - 株 (3) 4,700株
常務取締役		森永 剛司	昭和33年12月2日生	昭和57年4月 平成15年1月 18年4月 20年6月 20年6月 21年4月 23年4月	住友商事株式会社入社 欧州住友商社会社農水産・物資部門長（ロンドン） タイ住友商社会社生活産業事業部門長（バンコク） 住友商事株式会社糖質・飲料原料部副部長 新光製糖取締役（現任） 住友商事株式会社食料部副部長 新光製糖取締役社長付（現任）	(注) 2	(1) - 株 (2) 1,000株 (3) 227株
取締役		三浦 紀之	昭和21年8月22日生	昭和52年4月 平成9年6月 13年6月 19年6月	日新製糖入社 同社原糖部長（現任） 同社取締役 同社常務取締役（現任）	(注) 2	(1) 47,000株 (2) - 株 (3) 4,700株
取締役		青砥 由直	昭和25年9月15日生	昭和50年4月 平成12年11月 15年6月 21年6月	日新製糖入社 同社総務部長（現任） 同社取締役 同社常務取締役（現任）	(注) 2	(1) 27,000株 (2) - 株 (3) 2,700株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日新製糖の株式数 (2) 所有する新光製糖の株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
取締役		砂岡 睦夫	昭和29年1月14日生	昭和52年4月 住友商事株式会社入社 平成16年2月 同社糖質部長付 16年10月 同社糖質・飲料原料部長付 19年4月 新光製糖企画室長兼総合安全対策室長 20年6月 同社取締役総務担当兼企画室長 21年10月 同社取締役総務担当（現任）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
取締役		西垣 淳	昭和27年4月3日生	昭和51年4月 日新製糖入社 平成19年6月 同社砂糖統括部長（現任） 21年6月 同社取締役（現任）	(注) 2	(1) 7,000株 (2) - 株 (3) 700株
常勤監査役		藤井 邦弘	昭和20年4月7日生	昭和63年4月 日新製糖入社 平成3年7月 同社経理部会計担当課長 14年6月 同社常勤監査役（現任）	(注) 3	(1) 17,000株 (2) - 株 (3) 1,700株
監査役		前田 浩之	昭和37年6月29日生	昭和61年4月 住友商事株式会社入社 平成9年10月 同社糖質部砂糖製品チーム長 12年10月 新光製糖企画室長 15年10月 同社企画室長兼総合安全対策室長 17年10月 住友商事株式会社糖質・飲料原料部長付 21年10月 同社食料部糖質チームリーダー 23年4月 同社糖質・飲料原料部長（現任）	(注) 3	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		金田 英成	昭和19年11月9日生	昭和45年9月 公認会計士登録 平成19年7月 公認会計士金田英成事務所代表（現任） 20年6月 日新製糖監査役（現任）	(注) 3	(1) 15,000株 (2) - 株 (3) 1,500株
監査役		延増 拓郎	昭和46年9月1日生	平成12年9月 司法修習終了（53期） 12年9月 弁護士登録 12年10月 原山法律事務所入所 15年4月 石寄信憲法律事務所（現：石寄・山中総合法律事務所）入所	(注) 3	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
計						(1) 217,000株 (2) 4,000株 (3) 22,608株

(注) 1 監査役金田英成及び延増拓郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 取締役の任期は、当社の設立日である平成23年10月3日から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 監査役の任期は、当社の設立日である平成23年10月3日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 所有する日新製糖又は新光製糖の株式数は、平成23年3月31日現在の日新製糖及び新光製糖の株式の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。

5 役名及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役名及び職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は月額25百万円以内とし、監査役の報酬等の額は月額4百万円以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役の員数

当社の取締役は16名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

社外取締役の責任免除

当社は、社外取締役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

監査役の員数

当社の監査役は4名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

社外監査役の責任免除

当社は、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2)【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の経理の状況については、両社の有価証券報告書（日新製糖においては平成22年6月25日提出、新光製糖においては平成22年6月24日提出）及び四半期報告書（日新製糖においては平成22年8月12日、平成22年11月11日及び平成23年2月14日提出、新光製糖においては平成22年8月10日、平成22年11月10日及び平成23年2月10日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益計算書】

該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

日新製糖

事業年度 第83期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 平成22年6月25日関東財務局長に提出。

新光製糖

事業年度 第95期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 平成22年6月24日近畿財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

日新製糖

事業年度 第84期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日） 平成22年8月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第84期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日） 平成22年11月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第84期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日） 平成23年2月14日関東財務局長に提出。

新光製糖

事業年度 第96期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日） 平成22年8月10日近畿財務局長に提出。

事業年度 第96期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日） 平成22年11月10日近畿財務局長に提出。

事業年度 第96期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日） 平成23年2月10日近畿財務局長に提出。

【臨時報告書】

日新製糖

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成23年6月6日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月30日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成23年5月12日関東財務局長に提出。

新光製糖

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成23年6月6日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月25日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成23年5月12日近畿財務局長に提出。

【訂正報告書】

日新製糖

該当事項はありません。

新光製糖

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日新製糖

日新製糖株式会社 本店

（東京都中央区日本橋小網町14番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

新光製糖

新光製糖株式会社 本店

（大阪市城東区今福西6丁目8番19号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中区北浜一丁目8番16号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる日新製糖及び新光製糖の平成23年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

1. 日新製糖

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	9,782	19.41
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	2,465	4.89
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	2,000	3.97
日新製糖共栄会	東京都中央区日本橋小網町14-1 日新製糖内	1,744	3.46
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11-5	1,332	2.64
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2-3-14)	1,235	2.45
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13	1,021	2.03
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	678	1.35
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	672	1.33
株式会社ヤクルト本社	東京都港区東新橋1-1-19	648	1.29
計	-	21,579	42.83

(注) 日新製糖は、自己株式を869千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 新光製糖

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,873	68.33
日新製糖株式会社	東京都中央区日本橋小網町14-1	730	6.34
菅原運送株式会社	大阪市東成区玉津2丁目10-2	190	1.65
株式会社村上商店	大阪市浪速区稲荷2丁目6番11号	130	1.13
菅原 茂雄	大阪市東成区	90	0.78
平野 孝憲	名古屋市市中村区	81	0.70
原田 義久	愛知県碧南市	64	0.56
三立製菓株式会社	浜松市中区中央1丁目16番11号	50	0.43
株式会社ハーベスト	東京都豊島区千早4丁目25-3	41	0.36
松島 正平	東京都杉並区	35	0.30
計	-	9,284	80.58

(注) 新光製糖は、自己株式を38千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

当期連結財務諸表に対する監査報告書

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

当期財務諸表に対する監査報告書

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成23年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。